

平成30年度

市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成29年度の要望回答集～

越 谷 市

はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施いたしました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題やご意見ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に活かしていくものです。お寄せいただいたご意見ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれの担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への反映に努めております。

この冊子は、平成29年度にお寄せいただいた384通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から抜粋のうえ編集（教育委員会等の行政委員会を含む。）したものです。今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に活かすこの制度の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

目次

1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり	1
1. 施設の予約方法について.....	1
2. 越谷市に貢献できることについて.....	1
3. 自治会の加入について.....	2
2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮せるまちづくり	3
4. 乳がん検診の検診内容について.....	3
5. 幼稚園での感染症対策について.....	3
6. 精巣がん検診について.....	4
7. 学童保育申請について.....	4
8. 児童館設置の要望について.....	5
9. 児童発達支援センターについて.....	6
10. 敬老会のお祝い品について.....	6
3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり	7
11. 出津橋の耐震強度について.....	7
12. 橋の落書きについて.....	7
13. バス開通の要望について.....	7
14. レイクタウン周辺の交通渋滞について.....	8
15. 自転車専用道路の整備について.....	9
16. 年末年始の鉄道の運行について.....	9
17. 空き家対策について.....	10
4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり	10
18. 歩きたばこについて.....	10
19. ごみカゴ回収の取扱いについて.....	11
20. 新越谷駅周辺の客引き行為について.....	11
21. 南越谷駅周辺の自転車預け場所について.....	12
22. 防犯カメラの設置について.....	12
5 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり	13
23. 商店会の街路灯について.....	13
24. 市民農園での防犯対策について.....	14
6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり	14
25. 通学路への防犯カメラの設置について.....	14
26. 出羽小学校前の交差点について.....	15
27. 中学校の学区の見直しについて.....	16
28. 小学校トイレの整備について.....	16
29. 南部図書室について.....	17
30. 図書延滞者への貸出停止について.....	17
31. ゆりのき荘利用者の市民プール利用について.....	17

7 その他	18
32. マイナンバーカードについて	18
33. 職員の服装について.....	19

1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

1. 施設の予約方法について

(結果：調査・検討)

毎月、地区センター・公民館を利用していますが、5週目まである月の場合、施設予約の際に、公共施設予約案内システム「まんまるよやく」からパソコンで予約することができず、直接施設に出向いて手続きをしなければならないため、使い勝手が悪いと感じます。システムの改善をしてほしいです。

まんまるよやくシステムは、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、本市を含む近隣の5市1町が共同で運用している公共施設電子予約システムです。

電子予約システムは、簡便に予約ができる一方、その利便性を悪用されることも考えられます。例えば、システムで必要以上の施設を仮予約しておいて、利用日が確定した後でキャンセルするといったものです。このような予約が行われれば、ほかの申請を阻害することとなり、制度の秩序が確保できません。

そこで、このシステムでは、電子予約ができる回数を制限しており、この制限（予約できる回数）は、各公共施設の実態に応じて異なっております。地区センター・公民館の場合、抽選申込み2回、空き申込み2回となっておりますが、これはサークル等の定期的活動を想定し、月4回の制限を設定したものです。

しかし、いただいたご意見のとおり、5週ある月の場合、5回目の利用に関しては電子申請ができずにご不便をおかけしていることは事実ですので、今後、見直しに向けて検討を進めてまいります。

なお、現在の運用が定着しており、ルールを変更する際には利用する皆様にお知らせする期間も必要ですので、しばらくお時間をいただきますが、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成29年5月25日：市民活動支援課)

※ 平成29年10月に5週目予約についてシステム対応済み

2. 越谷市に貢献できることについて

(結果：その他)

中学生のときに県外から越谷市に引っ越してきましたが、いつの間にか越谷市民としての生活のほうがり長くなり、最近では越谷市に育ててもらったことへの感謝の気持ちが強くなっています。越谷市のために地域貢献をしたいと思っておりますが、私たち市民が市のためにできることは何でしょうか。

はじめに、今回、越谷市のために貢献したいという前向きな気持ちをつづったお手紙をいただき、大変嬉しく思っております。

本市では、平成21年6月に、まちづくりの基本となる考え方などを定めた「越谷市自治基本条例」を制定し、同年9月から施行しています。

越谷市自治基本条例では、まちづくりに取り組むうえで、市民が積極的に市政に参加する

こと、市民と市がそれぞれの役割を認識して対等な立場で連携・協力すること（協働）、市の積極的な情報提供と市民が持っている情報を市と共有することを基本原則として、市民が主役の「住みよい自治のまちの実現」を目指すこととしています。

このようなまちの実現を目指すにあたり、本市では、皆様に市政への関心を深めていただけるよう、広報紙や市のホームページなどで、より親しみを持ってもらえるような市の魅力発信や、分かりやすい市政情報の提供に努めているところです。

また、市民参加の機会を増やすため、重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ案を公表して意見を募る意見公募手続（パブリックコメント）を実施するなど、市民の皆様から意見を伺う機会を設けるとともに、広報紙や市のホームページなどで、市内の地域コミュニティ組織や市民活動団体についての紹介もしております。このほかにも、市の重要な政策などを決定する際に有識者等の意見を聴くための機関である審議会については、市民の皆様からの公募枠を設けるよう努め、随時、委員を募集しているところです。

本市では、ただいまご紹介したような取り組みを通じて、参加と協働のまちづくりを推進しております。これらの取り組みなどを参考にいただき、ご自身に合う市への貢献の方法についてご検討いただければと存じます。（平成 30 年 3 月 29 日：政策課）

3. 自治会の加入について

（結果：実施）

昨年から自治会の会長が変わり、募金の廃止や、自治会の脱会を自由に認めることが提案されました。結局、これらの提案は否決されたのですが、市役所に確認してのことだといいます。市には、自治会が脱会者に苦勞している現実を理解してほしいです。

自治会は、一定の地域にお住まいの方々が運営し、住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの輪を広げ、住民どうしの連帯意識の向上に努めている団体です。

現在、市内には 378 の自治会があり、それぞれの自治会が独自に活動を行っております。

自治会は自主的な団体であり、加入や脱会については、そこにお住まいの方がご自身の意思で行うものであるため、強制することはできません。しかし、先に申し上げた団体の目的のとおり、地域の皆様には、自治会活動を行うことにより、協同してその地域の住みよい環境づくりに取り組んでいただいておりますので、市としましては、できる限り自治会加入を勧めていくとともに、自治会の運営を積極的に支援してまいります。

また、市では、市民の方から自治会の脱会に関するご相談を受けた場合、自治会に加入し、地域の中で良好な人間関係を築くことで、災害時においては初動期の救出活動の助けになることや、不審者にいち早く気付いて犯罪を未然に防ぐことができることなど、自治会加入の有意性について説明しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、募金につきましては、各個人が自主的に行うものではございますが、自治会の皆様に取りまとめをしていただき、大変感謝しております。今後とも、その趣旨をご理解いただき、ご協力いただけましたら幸いです。（平成 30 年 4 月 4 日：市民活動支援課）

2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮せるまちづくり

4. 乳がん検診の検診内容について

(結果：調査・検討)

市が実施する乳がん検診の内容は、現在、視触診検査とマンモグラフィ検査となっておりますが、妻が以前マンモグラフィ検査を受けたところ、高濃度乳腺であり、別途エコー検査を受けることとなりました。市が実施している乳がん検診の項目に、エコー検査も追加してほしいです。

本市の乳がん検診は、35歳以上の女性を対象に、偶数月・奇数月生まれの方を隔年で実施しており、広報及び個別通知により市民の皆様にお知らせしております。

検診内容としましては、厚生労働省が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、マンモグラフィ検査を視触診検査と併せて実施しております。

ご提案いただいた乳がん検診における超音波検査につきまして、国は「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」の乳がん検診項目に関する提言として、「超音波検査については、特に高濃度乳腺の者に対して、マンモグラフィと併用した場合、マンモグラフィ単独検査に比べて感度及びがん発見率が優れているという研究結果が得られており、将来的に対策型検診として導入される可能性がある。しかしながら、死亡率減少効果や検診の実施体制、特異度が低下するといった不利益を最小化するための対策等について、引き続き検証していく必要がある」としています。また、国では、高濃度乳腺の取扱いについても、現在検討しているとのことでございます。

本市におきましても、マンモグラフィ検査の結果、高濃度乳腺で検診結果が判定不能の方には、超音波検査をお勧めしております。

今後も国の動向を注視しながら、実施医療機関と連携し、実施方法や体制等を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成29年6月27日：市民健康課)

5. 幼稚園での感染症対策について

(結果：実施)

子どもが通っている幼稚園でアデノウイルスが蔓延していますが、感染拡大の原因は、不十分な感染症対策であると思います。幼稚園に対して、保健所から感染症対策の指導はしていないのでしょうか。

まず、お子様の入園先での感染症に対する不安やご心配につきましては、いかばかりのものかと拝察いたします。

感染症対策等につきまして、本市では、平成27年度に保健所を開設したことにより、保健所において、幼稚園や保育園等での感染症対策についての普及啓発や注意喚起を行っております。平成28年度も、集団生活における感染症対策についての研修会を実施いたしました。

今回、いただいた電子メールを受けまして、過日、保健所職員が幼稚園に赴き、衛生面の状況を確認のうえ、感染症対策に関する保健指導を行いました。

幼稚園、保育園、学校等につきましては、特に集団発生をしやすい要因が重なっていることから、今年度についても研修会を予定しております。本市としましては、今後も各施設と協力しながら対策を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成 29 年 7 月 5 日：保健総務課)

6. 精巣がん検診について

(結果：実施困難)

市では各種がん検診を実施していますが、精巣がん検診は実施していません。昨年、息子が精巣がんになり、大変な思いをしています。女性は子宮がん、乳がんという項目があるのに、なぜ男性の精巣がんという項目がないのでしょうか。若い男性が精巣がんを早期発見できるよう、精巣がんについても検診項目に加えてほしいです。

越谷市では、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を実施しています。このほか、前立腺がん検診と口腔がん検診を実施しています。

国が定めるがん検診は、死亡率の減少を目的としています。国は、科学的根拠に基づいた効果的ながん検診を実施するために、検査に伴う偶発症や、検診を実施する医師及び医療機関の実施体制の整備状況等を考慮の上、検診方法、検診対象者等を推奨しています。

一方、精巣がんにつきましては、罹患率は10万人に1人程度とされ、比較的まれな腫瘍と伺っておりますが、若年者に多く、年々増加傾向にあるとも伺っております。ご提案いただきました「精巣がん検診」につきましては、国が推奨するがん検診には含まれていないため、本市においても実施しておりません。

しかしながら、がん医療に関しましては、治療だけでなく検診における検査方法も含め、日々研究が進んでおりますことから、今後の国の動向を注視しながら、検診の導入について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、精巣がんを含めた、がんについての正しい知識の普及啓発につきましては、ホームページ等を活用し、市民の皆様に周知してまいります。

(平成 29 年 8 月 9 日：市民健康課)

7. 学童保育申請について

(結果：調査検討、実施困難)

先日、娘の学童審査に落ちました。私は9月からパート勤務ですが、小学校2年生の女子に一人で留守番をさせるのはとても心配です。学童の申込みは、会社と契約してからでないといけないので、今さら契約の取消しはできず、ほかのファミリーサポートも申し込みましたが、調整にて10月からです。私の要望は3点あります。

- 1 結果は早めに知らせていただきたい。
- 2 入室できなかった場合、ほかのサポートを紹介していただきたい。

3 小学校2年生までは優先的にサポートしていただきたい。

ご返答をお願いします。

9月からの学童保育室の利用につきましては、提出いただいた書類に基づき、入室選考を行いました。現在、定員に空きがないため、入室保留とさせていただきます。

選考事務におきましては、児童の学年に応じた指数を定め、1年生から優先的に入室が決まるように配慮しております。併せて、保護者等の帰宅時間などについても指数化することで総合的に保育の必要性を判定しております。

結果発送につきましては、受付終了後すみやかに選考事務を実施し、概ね4日（閉庁日を除く）で発送しております。保護者の皆様の1日でも早く結果が知りたいとのご要望は承知しておりますが、在籍児童の退室情報を確認するなど、必要な事務手続期間としてご理解を賜りたいと存じます。

また、入室保留通知時におけるほかの保育サービスの情報提供でございますが、ご指摘のファミリー・サポート・サービス事業につきましては、学童保育事業と内容や費用など多くの相違点があることから、今後、ほかの保育サービスの情報提供について検討してまいります。

なお、今回提出いただいた申請書は本年度末まで有効となりますので、10月以降の入室選考についても引き続き行い、入室決定となった際には、改めて通知させていただきます。

待機児童の問題は、本市をはじめ、多くの自治体での課題であると認識しております。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、児童・保護者の皆様が安心して利用できる学童保育室を目指してまいりますので、重ねてご理解を賜りたいと存じます。

（平成29年9月5日：青少年課）

8. 児童館設置の要望について

（結果：実施困難）

今年の夏に、越谷市に引っ越してきました。自分には小さな子どもがいますが、近くに児童館がありません。雨の日でも子どもを安心して遊ばせられる児童館を設置してほしいです。

本市の児童館は、児童の健全育成を図る中核的な施設で、小型児童館では設置困難な設備を備え、児童の多様なニーズに応えるとともに、子ども科学館機能を併設した大型児童館となっております。現在、市内には二つの児童館があり、せんげん台駅東口から徒歩約12分（バスで約2分）の場所に「児童館コスモス」を、また、蒲生駅東口から徒歩約10分の場所に「児童館ヒマワリ」を設置しております。

早急に近隣へ児童館を設置してほしいとのご要望ですが、現在のところ新たな児童館の建設計画はございません。小さいお子様を連れてのお出かけは、ご負担をおかけいたしますが、機会がございましたら、ぜひ既存の児童館をご利用いただければ幸いです。

また、市のホームページでは、児童館以外にもお子様と遊べる施設などを紹介しておりますので、ご覧いただければと存じます。

今後も、子育てにやさしい誰もが安心してくらするまち越谷の推進に取り組んでまいりま

すので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 10 月 26 日：青少年課)

9. 児童発達支援センターについて

(結果：調査・検討)

発達障がいの子どもが増えているため、児童発達支援センターへの相談件数が増え、予約を取るのに時間がかかっています。そこで提案ですが、児童発達支援センターを民営化することはできないでしょうか。民営化した他市の友人からは、予約が取りやすくなり、対象年齢も拡大されたと聞きました。財政的にもコスト削減ができると思うので、検討してほしいです。

近年は全国的に相談の件数が増加しており、当センターの相談窓口でも、年間1,800件前後の相談を受けております。全相談から初回相談を除いた相談のうち、その36%が情緒面(発達障がい系)の相談であり、心理士や言語聴覚士が対応しております。

当センターでは、現在、言語聴覚士4名と臨床心理士4名が相談にあたっております。電話でご相談があった後、初回面接は半月でお会いすることができていますが、その後の心理相談は2か月後となり、お時間をいただいている状況でございます。その際にも、キャンセルが出ますと、待機者にすぐに連絡を取り、相談日を前倒しするなど、可能な限り待機期間の短縮に努めております。さらに、相談時間の拡大や専門職員の増員を検討するなど、抜本的に待機期間を短縮できるよう対策を行っております。

今回ご提案いただきました貴重なご意見を踏まえながら、他職種を含め、充実した専門職員の安定的な配置と併せ、関係機関との連携など、市が実施する強みを活かし、きめ細やかな支援ができるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成 29 年 9 月 13 日：子育て支援課)

10. 敬老会のお祝い品について

(結果：調査・検討)

先日、77歳のお祝い品として、市から今治市の特別なタオルをいただきました。祝ってもらうのは大変うれしいことですが、品物の選び方について、少し考えさせられました。大切な税金を使うのでしたら、もう少し皆に喜ばれる品物を選んでほしいです。

本市では、多年にわたり社会に貢献されてきた皆さまに感謝と敬老の意を表することを目的として、その年度内に満77歳になられる皆さまに喜寿のお祝い品をお送りしております。

このたび、送らせていただいたお祝い品について、入れ物が立派すぎる、タオルの大きさや色合いを見直したほうが良い、地場産業を活用してはどうかとのご意見をいただきました。

市としましては、今後とも、お祝い品を送らせていただいた皆さまのご意見も参考としつつ、かかる経費などについても十分点検しながら、敬老の意を表するにふさわしいお祝い品を選定できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成 29 年 10 月 16 日：福祉推進課)

3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

11. 出津橋の耐震強度について

(結果：実施困難)

日頃、出津橋を利用していますが、仮設橋のため、耐震強度に不安を感じます。どれくらいの震度に耐えることができるのでしょうか。

ご意見をいただきました出津橋につきましては、旧橋（木橋）の老朽化に伴い、平成5年に現在の橋を架橋いたしました。新橋の計画にあたり、元荒川の河川改修事業や都市計画道路「浦和野田線」の道路事業が予定されていることから、暫定的な仮設橋として仮設構造物工指針に基づき設計しています。設計震度については考慮しておりませんが、床版のずれの防止等を行い、耐震性についても配慮した施工をいたしました。

また、出津橋の維持管理につきましては、震度4以上の地震が発生した際に、職員による点検を実施するほか、法令に基づき、5年に1回の近接目視による定期点検を実施しております。

今後とも橋梁の健全性を保つよう維持管理を行い、道路交通の安全を確保してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成29年6月2日：道路建設課)

12. 橋の落書きについて

(結果：実施)

元荒川歩道橋に落書きがあります。落書きはごみの放置や治安の悪化につながると思うので、早めに対応してほしいです。

ご要望いただいた元荒川歩道橋の落書きの除去につきましては、景観や治安の悪化に繋がらないよう、速やかに実施いたします。また、落書きへの対策として、落書きに強い塗装（落書きを落としやすい塗装）の採用等を検討してまいります。

今後とも橋梁の維持管理を行いながら健全性を保ち、道路交通の安全を確保してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成29年7月13日：道路建設課)

※ 平成29年8月に落書きを除去

13. バス開通の要望について

(結果：調査・検討)

自分が住んでいる地区には、バスが通っていません。最近は免許を返納する人が多くなったため、自転車か歩きでの買い物が多くなり、日常生活が大変になってきています。高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、バス路線の整備をしてほしいです。

バス路線につきましては、高齢者の方々をはじめ、市民の皆様にとって身近な公共交通機関でございます。そのため、市民の皆様の関心も大変高く、さまざまなご要望をいただ

おります。

市では、今後、さらに高齢化が進展する中、公共交通の担う役割の増大化、特に、鉄道や路線バスを利用しづらい地域における取組みが課題であると認識しております。より多くの市民の皆様に路線バスを利用していただけるよう、バス事業者と情報を共有し、連携を図りながら、ご要望の多いバス路線開設の実現に向け、積極的に働きかけを行っております。

そのような中、市では、平成27年度に、市民、公共交通事業者、関係行政機関等からなる越谷市地域公共交通協議会を設立し、同協議会で検討を重ね、計画的に本市の公共交通の利便性を向上させるため、平成28年3月に越谷市地域公共交通網形成計画を策定しました。

この形成計画では、「利便性が高く持続可能な公共交通網の形成」を基本方針とし、鉄道駅からの距離が1kmもしくはバス停からの距離が300m以遠の鉄道や路線バスを利用しづらい地域において、市民の皆様との連携による新たな公共交通の導入に向けた仕組み、いわゆるガイドラインの作成を位置付けております。

そのため、市では、平成28年度に、ガイドラインの作成に向け、市民の皆様の意向を把握するため、出羽地区を含む市内7地区（荻島・出羽・大相模・大袋・新方・桜井・増林）において、公共交通地区懇談会を開催いたしました。

その結果、新たな公共交通の導入に向けた事業主体、受益者負担の仕組み、新たな公共交通のあり方などの諸課題について整理し、具体化する必要があると認識しております。

今後につきましては、ガイドラインの作成のほか、形成計画に位置付けました実施事業の展開や、公共交通に関する市民の皆様からのご要望につきましても、引き続き、越谷市地域公共交通協議会において情報提供を行うとともに、市民の皆様との公共交通地区懇談会を開催しながら、市内の公共交通の充実に向け、市が中心となって計画的に検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。 （平成29年8月25日：都市計画課）

14. レイクタウン周辺の交通渋滞について

（結果：調査・検討）

よく레이크タウンに行きますが、いつも混雑していて大変です。橋を増やしたりするなど、渋滞解消方法を考えてほしいです。

新しく橋を架けることは、地域の皆様や関係機関と十分な議論を行い、合意形成を行う必要があること、用地取得や橋の整備、周辺環境整備等に多額の費用がかかることから困難な状況でございます。なお、現在、越谷市と吉川市を結ぶ吉川橋の架け替え工事を、埼玉県が主体となり実施しております。工事完了は、平成31年度末と聞いておりますが、予定通り工事が進捗するように埼玉県に要望してまいります。

次に、레이크タウン周辺の渋滞につきましては、週末や祝日等には、東埼玉道路の側道を始め、県道越谷流山線・東京平方線、都市計画道路の레이크タウン環状線などイオン레이크タウン周辺において交通渋滞が発生しており、更なる緩和策が必要であると認識しております。本市としましても、イオン株式会社、埼玉県警察、国道や県道の道路管理者等と綿密な協議を重ね、渋滞緩和に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

（平成29年8月28日：道路建設課、道路総務課）

※ 埼玉県に本件要望を伝えるとともに、市としても要望を行った。平成 29 年 12 月に市道 80578 号線の左折レーンを新設

15. 自転車専用道路の整備について

(結果：実施)

越谷は平坦で自転車の走行に適した地形です。自分も手造りした安全自転車で楽しんでいきます。しかし、残念ながら自転車専用道の整備が充分でなく、ヒヤリとすることがたびたびあります。これから免許を返納する高齢者が増え、自転車に対するニーズが大きくなるものと思います。ぜひ、安全な自転車道ネットワークを構築してほしいです。

通勤・通学・買物等に便利な自転車は、最も身近な交通手段として、子どもからお年寄りまで幅広い層の方々に利用されております。

道路交通法において、自転車は軽車両に位置づけられており、歩道と車道がある道路では車道通行が原則となっております。市では、自転車の車道通行を促進させるために、自転車が車道をより安全に走行できる環境を整える必要があることから、自転車通行空間について、市内の駅に通じる通行量の多い道路を中心に、設置箇所や整備手法、優先順位などを検討しております。

なお、現在、越谷レイクタウン駅周辺の幹線道路等につきましては、広幅員の歩道が設けられていることから、歩行者と自転車の通行帯を区分する構造等の工夫を行い、より安全で快適な歩道空間を確保しております。また、埼玉県による整備ではございますが、北越谷駅西口の幹線道路（県道北越谷停車場線）につきまして、既に車道に自転車通行帯の路面標示を整備し、歩行者との区分を行っております。今年度は、県道足立越谷線の瓦曾根付近につきましても、車道に自転車通行帯の路面標示を整備し、歩行者との区分を進めております。

今後も、市民の皆様の安全性や快適な市民生活を確保するため、警察署等の関係機関と協議を行い、自転車利用者が交通ルールを遵守するよう計画的に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 10 月 19 日：道路建設課)

※ 県道足立越谷線の蒲生寿町から瓦曾根一丁目までの約 2km について、埼玉県施工で自転車通行帯を整備済み

16. 年末年始の鉄道の運行について

(結果：調査・検討、関係機関)

大晦日から元旦の終夜運転を鉄道各社がやっていますが、越谷市内は一切運行がないので、市から JR と東武鉄道に依頼してほしいです。

ご要望いただきました「大晦日から元旦の終夜運行の開設」について、鉄道事業者へ情報提供を行ったところ、「越谷市内における年末年始の終夜運行につきましては、お客様のご利用状況が見込めないため、ご要望におこたえすることは難しいが、貴重なご意見の一つとして参考とさせていただきたい。」とのことでした。

引き続き、皆様にいただいたご要望については、公共交通事業者へ情報提供を行うとともに

に、実現性等について考慮しながら、市内の公共交通の充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成 30 年 2 月 22 日：都市計画課)

17. 空き家対策について

(結果：実施)

散歩をされていて、最近、市内に空き家が多くなっていると感じました。空き家について、市としてどのように考えているか教えてください。

空き家対策につきましては、これまでも関係各課が連携して対応しておりましたが、平成 27 年 4 月から「越谷市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、この条例の規定に基づき、管理不全な空き家等の所有者に対して、助言、指導等を行っております。

さらに、今年度は、自治会の皆様方と連携しながら、市内全域の空き家等の実態把握調査を進めており、今後、調査結果を踏まえてこの取組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 5 月 8 日：建築住宅課)

※ 平成 30 年 3 月に市内全域の空き家等の実態把握調査を完了。調査結果は市ホームページに掲載

4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

18. 歩きたばこについて

(結果：その他)

駅から家までの間、かなりの確率で歩きたばこに遭遇します。越谷市には歩きたばこ防止の条例があるようですが、調べるまでそのことを知りませんでした。歩きたばこをしている人も知らない可能性があります。できれば、歩道に歩きたばこ禁止のマークを入れたり、看板を立てたりするなど、視覚に入るかたちでアピールしてほしいです。早急な対応をお願いします。

たばこの喫煙につきましては、歩行喫煙だけでなく、混雑している公共の場所での喫煙、あるいはたばこのポイ捨て等、ルールを無視して喫煙する行為が見受けられます。基本的には、公共の場所を利用する人のモラルの問題ではございますが、大変残念なことと考えております。

路上喫煙の防止につきましては、本市では、平成 20 年 4 月 1 日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定しております。また、通勤や通学等で往来の激しい JR 武蔵野線南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅周辺を指定喫煙場所以外での喫煙を禁止する「路上喫煙禁止区域」に指定し、路面ステッカー及び街灯へのシールの貼付により市民への周知を図っています。

引き続き、広報紙や自治会への回覧等を通して、公共の場における喫煙マナーの向上を図

れるよう、一層の啓発活動に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成 29 年 12 月 13 日：リサイクルプラザ)

19. ごみカゴ回収の取扱いについて

(結果：実施困難)

現在、住民が当番制で各種ごみカゴの出し入れをしていますが、住民がやるのではなく、越谷市（委託含め）が管理してやってほしいです。高齢化が進み、若い人たちが少ない現状で、重いカゴを出し入れするのは一苦勞です。綿密な計画・実行をお願いします。

本市における資源物や不燃物のカゴによる分別収集は、資源のリサイクルや適正処理の推進に効果を上げており、こうした分別収集が、市民の皆さんのご協力に支えられていることに深く感謝をしております。

市によるごみ集積所へのカゴの出し入れのご要望、高齢者のごみ出しへの配慮についてのご指摘につきましては、かねてより、懸案事項であると認識しており、ご意見を真摯に受け止めているところでございます。

しかしながら、市によるごみ集積所へのカゴの出し入れにつきましては、収集用のカゴを全地域において週 2 日利用していただいていることから、収集方法そのものの見直しをする必要や予算上の問題などもあり、容易に実施することができないのが実情です。

現在のところ、対策としまして、一回り小さい軽量のカゴやキャスター付きのカゴの配布を行っております。また、ごみ集積所にごみを出すことが困難な方を対象に、戸別の訪問収集「ふれあい収集」を行っております。詳細につきましては、リサイクルプラザ業務担当までご相談いただければと存じます。

今後も、ごみ収集における高齢者の方への対応につきましては、調査を進め、検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 30 年 1 月 31 日：リサイクルプラザ)

20. 新越谷駅周辺の客引き行為について

(結果：その他)

東武線新越谷駅付近で、毎日午後 10 時頃から外国人（東洋系）の女性が、通行人に対し客引きを行っています。通勤の関係で駅を利用しないわけにはいきませんし、何より私自身が不快でたまりません。対策はできないのでしょうか。

新越谷駅周辺の客引き・勧誘行為についてですが、埼玉県内では「埼玉県迷惑行為防止条例」による規制があり、越谷警察署による取り締まりが行われております。

このため、今回いただいたご要望につきましては、越谷警察署生活安全課にお伝えし、駅周辺のさらなるパトロールの強化を依頼するとともに、健全な店舗運営を指導していただくよう要望いたしました。

本市としましても、地域の自主防犯団体である「南越谷地区安全安心まちづくり推進協議会」とともに、新越谷駅周辺の定期的な夜間パトロールなどを実施し、犯罪を未然に防ぐための対策に努めているところでございます。

引き続き、越谷警察署等と連携を図りながら、安全で安心なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 7 月 7 日：くらし安心課)

21. 南越谷駅周辺の自転車預け場所について

(結果：その他)

南越谷駅周辺には有料の自転車預け場所が何か所かありますが、長時間用が多く、短時間無料で自転車を預ける場合には、離れた場所にある高架下の場所しかありません。越谷駅や北越谷駅のように、駅前に短時間無料自転車預け場所を設置してほしいです。

今回、南越谷駅周辺に短時間無料自転車預け場所(無料駐輪場)を増設してほしいとのご要望をいただきました。このことについて、駅周辺には、主に通勤や通学などで長期間利用するための駐輪場のほかに、店舗などに、短時間無料で利用できる一時利用の駐輪場が設置されております。

新たに駐輪場(公共施設)を設置するためには、土地の取得や整備工事に多額の費用を必要とするうえ、設置後の管理運営にも多くの費用を要します。特に、南越谷駅前周辺は空地も少なく、まとまった土地を取得することは大変困難な状況でございます。また、公共施設の設置にあたり、建設から管理運営に至るまでの全ての費用を税金で賄うとすると、利用する方としない方との間に不公平が生じることから、利用に際しては適正な使用料を定め、利用する方にご負担いただいております。

このため、本市では無料の駐輪場を設置せず、民間事業者に働きかけて駐輪場の確保を図り、駅周辺の放置自転車対策に努めているところです。

このほか、店舗等を建築する際は、「越谷市まちの整備に関する条例」により、周辺地域の通行の安全、利便、周辺にお住まいの方々の生活環境などに配慮するため、その用途や規模に応じて駐輪場を整備することを義務付けており、越谷駅前や北越谷駅前などの駐輪場も、店舗などの来客者が短時間利用するために、民間事業者が設置したものでございます。

店舗等の前に自転車が置かれてしまいますと、歩行者の安全な通行に支障をきたすばかりか、救急活動の妨げにもなります。店舗等を利用される際には、各店舗等が設置している駐輪場をお使いいただきますよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(平成 29 年 7 月 20 日：くらし安心課)

22. 防犯カメラの設置について

(結果：その他)

深夜、敷地内に停めておいた車が盗難に遭いました。そのほかにも、空き巣や放火が起きるなど、物騒な状況です。市では、市内の犯罪件数を把握していると思いますが、どの程度なのでしょう。また、市として、もっと多くの防犯カメラを設置してほしいです。個人で防犯カメラを設置する場合の補助金などがあると普及が進むと思います。

市内における刑法犯認知件数は、平成 28 年中の 1 年間で 4,456 件となっており、そのうち、約 1.8% の 82 件が自動車盗となっております。また、刑法犯認知件数は、平成

14年のピーク時と比べ、半数以下までに減少しており、警察の取締り強化をはじめ、市内各地域で活動している自治会やPTA、老人クラブなどで構成された「自主防犯活動団体」の皆様の活動などが成果となって現れているものと考えております。しかしながら、自転車盗など前年と比べ増加している犯罪もあり、引き続き犯罪抑止のための対策を講じる必要があると感じております。

ご提案いただきました、防犯カメラの設置及び設置補助でございますが、本市では、設置場所や運用責任者、画像の取扱いや改ざんの防止などの安全管理に関する厳格なルールに基づき、学校や保育所などの公共施設に約800台の防犯カメラを設置しております。

犯罪防止などの手段の一つとして、防犯カメラの有効性は認められていますが、市民等がその容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由など、プライバシーや個人情報の保護に配慮しつつ、その費用対効果も勘案する必要があります。このような状況の中、公道など公共施設以外の私有地の設置補助については、大変難しい状況です。

本市といたしましては、「越谷市安全安心な防犯のまちづくり条例」の基本理念に基づき「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、市民の皆様の「自主防犯活動」を積極的にサポートしていくとともに、自治会等における主体的な防犯対策が広がることで、防犯に配慮した地域環境の整備が進み、犯罪のさらなる抑制に繋がるものと考えております。

引き続き、犯罪を起こさにくい地域社会の実現に向け、関係機関等と一層の連携を図りながら、犯罪抑止対策を積極的に推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、いただいたご意見等につきましては、越谷警察署に情報提供を行い、夜間パトロールの強化をお願いいたしました。越谷警察署からは、自動車盗には、ハンドルロックやセンサーライトの設置なども有効な防犯対策であると同っております。設置などについてご不明な点があれば、越谷警察署の生活安全課までご相談いただきたいと思います。

(平成29年7月20日：くらし安心課)

5 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

23. 商店会の街路灯について

(結果：関係機関)

県道越谷流山線の沿線には、商店会が設置した街路灯がありますが、電気代は商店会が負担していると聞きました。設備が古くなったので新しくするようですが、街路灯は、現在店舗を構えている場所のみに設置されるようです。商店が少なくなっているため、現在の半数程度になるのではと思います。この路線は交通量が多いので、道が暗くなって、交通事故を誘発しかねません。行政（市）が設置するようにできないか検討してもらえれば幸いです。

県道越谷流山線沿線の商店街街路灯についてでございますが、越谷新町商店会の街路灯につきましては、商店会の意向により立替えを計画しており、商店会活動を所管している産業支援課へご相談をいただいております。

商店会街路灯の設置や改修については、本市及び埼玉県で事業費の補助を行っており、今

回の越谷新町商店会の街路灯についても、新たな街路灯の設置費用の3分の1を市で補助する予定となっております。また、県の補助金については、来年度に入ってから募集が行われる見込みですので、4月以降に商店会の要望に基づき、本市から県へ要望してまいります。

今回の商店会の街路灯立替え計画では、県道越谷停車場線上の街路灯の設置本数が現状から減ることになっております。このことについて、埼玉県越谷県土整備事務所へ相談したところ、県の基準を踏まえ、県が新たに照明灯を2本設置することになりました。

なお、商店会で設置、維持管理を行っている街路灯の電気料につきましては、越谷市で2分の1を補助しております。さらに、電球のLED化に伴い、電気料も下がる見込みであることから、商店会の負担も軽減されるものと考えられます。

今後につきましても、埼玉県等と連携し、商店会活動を支援するとともに、安全・安心のまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(平成30年3月6日：産業支援課)

24. 市民農園での防犯対策について

(結果：実施)

市民農園を利用していますが、野菜の盗難がひどくなっています。自分もほかの利用者も、盗難防止のために看板を立てたり柵で囲ったりしていますが、被害はなくなりません。農園の管理者として、市でも、防犯カメラの設置や看板設置、警察へのパトロール依頼など、防犯対策を講じてほしいです。

本市では、現在、市内12か所の市民農園を運営しており、不定期ではございますが、担当職員が見回りを行っております。ご利用されている市民農園につきましては、以前から盗難が相次いでいるとのことですので、このたび、越谷警察署へパトロールの強化を依頼いたしました。

また、本市といたしましても、防犯カメラの設置は困難ですが、ご要望いただきました盗難防止啓発看板の設置を予定しております。

今後につきましても、越谷警察署と連携を図り、防犯対策に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成29年7月20日：農業振興課)

※平成29年8月に盗難防止啓発看板を設置

6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

25. 通学路への防犯カメラの設置について

(結果：調査・検討)

先日、千葉県で小学生の殺害事件が起き、非常に残念に思っていますが、越谷市には小学生の通学路に防犯カメラが設置されているのでしょうか。

本市には30の小学校と15の中学校があり、不審者の侵入を未然に防ぐための取組みと

して、1校につき8台の防犯カメラを学校施設敷地内に設置しておりますが、通学路上における防犯カメラにつきましては、現在のところ設置には至っていない状況でございます。

教育委員会といたしましては、通学路における防犯カメラにつきましても、犯罪抑止のための有効な手段であると認識しておりますが、一方で、防犯カメラの設置位置から離れた場所での新たな犯罪に繋がることへの懸念がございます。さらには、不特定多数の方が自由に通行できる公道であることから、関係部署と連携を図りながら、守られるべき肖像権やプライバシー権の問題などを総合的に勘案していく必要があると考えております。

なお、児童生徒の登下校時における安全確保につきましては、各学校におきまして、通学路等の危険ポイントを記した安全マップを作成し、活用しております。また、学校PTAや地域の方々による見守り隊など、普段から周囲に目配りをしていただく「人の目」がとても大切なことであると考えております。

今回の報道にございました卑劣な犯罪は、保護者・地域・学校の信頼関係を脅かす非常に残念な事件であり、心が痛むものでございます。当市においてこのような事件が生じることがないように今一度、関係機関との連携強化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。(平成29年5月18日：学務課)

26. 出羽小学校前の交差点について

(結果：調査・検討)

出羽小学校前の交差点には、通学時に信号待ちの児童が待機する場所がほとんどなく、歩道から車道へはみ出す危険性があります。大型自動車を含め交通量が非常に多い交差点であり、事故が起こってからでは遅いので、歩道の拡幅やスクールゾーン化など、何らかの対策をしてほしい。

ご要望いただいた道路につきましては、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき整備済みの路線であり、道路後退による道路拡幅の予定はございません。また、用地買収を含めた道路拡幅も難しいため、歩道を設置することは困難な状況でございます。このため、安全対策につきましては、現状の道路幅員の中で対応せざるを得ない状況であるため、注意喚起を促す路面標示や看板設置等について、関係機関と調整し、整備してまいりたいと存じます。

また、時間帯規制(スクールゾーン)でございますが、道路交通法に基づく交通規制となることから、越谷警察署から埼玉県公安委員会に対して上申し、公安委員会が周辺状況を十分勘案して決定・指定するものでございます。上申にあたっては、当該道路を利用する近隣住民の皆様の時間帯規制にかかる同意はもちろんのこと、学校・保護者・地域・警察など関係機関と連携し、規制時間帯における利用人数や車両交通量等を調査・把握することが必要でございます。

ご指摘いただいた交差点箇所は、市及び教育委員会におきましても、交通安全上、配慮を要する箇所であると認識しております。そのため、現在、学校職員及び保護者に協力いただくとともに、交通指導員を配置するなど、4名体制で安全確保に取り組んでおります。

今後におきましても、いただいたご意見を踏まえ、学校・地域・警察等関係機関との連携を深め、児童の通学途上における安全確保が図られるよう取り組んでまいりますので、ご理

解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 5 月 22 日：道路建設課、学務課)

※ 平成 30 年 1 月にスクールゾーン化。同年 3 月に交差点部の歩車道分離を行い児童の待機場所を確保

27. 中学校の学区の見直しについて

(結果：調査・検討)

中学校の学区について、現在住んでいる場所がギリギリ徒歩圏内のため、自分の子どもが中学生になったとき、通学するのに徒歩で 30 分以上かかることとなります。全体として、中学校の学区の見直しを考えてほしいです。

中学校の通学区域の見直しについてのご要望でございますが、教育委員会では、基本的な考え方として、将来的な児童生徒数を見込みながら隣接校とのバランスや学級数などの施設規模を踏まえるとともに、地区境や道路・河川、お子さまの通学の安全性、自治会等のコミュニティの関わりや地域の成り立ちなどに配慮しながら、保護者や地域の皆さまにご理解とご協力をいただき、通学区域の設定を行っております。

さまざまな要素をできる限り加味して通学区域の設定をしておりますが、ご意見をいただきましたとおり、学校までの距離が離れている地域もございます。このため、それぞれの学校におきまして、自転車通学を可能とする一定距離を定めるとともに、お子さまが安全に登校できるよう、保護者の皆さまと協議を進め、対応させていただいているところです。自転車通学の扱いにつきましては、各学校で個別に相談に応じている状況でございますので、お子さまが進学される際に、中学校に直接ご相談いただければと存じます。また、通学区域の見直しにつきましては、前述しましたように、慎重に検討していく必要があると考えております。

いただいた貴重なご意見を踏まえ、今後におきましても、地域の歴史やコミュニティに配慮し、将来を担う子どもたちにとってよりよい教育環境の形成に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 8 月 23 日：学務課)

28. 小学校トイレの整備について

(結果：実施)

自分の子どもは、小学校入学前に盲腸の手術をしてから学校で腹痛になることが多いのですが、学校のトイレ環境がよくないため、トイレを我慢しているときがあります。そのため、体調不良になり、学校を早退したり、休んだりすることもあります。どの子どももトイレで困ることのないように、早急にトイレ環境の整備をしてほしいです。

学校トイレの洋式化につきましては、平成 15 年度から計画的に実施してまいりました。

校舎のフロアごとに男女各 1 か所を洋式トイレへ改修する工事が、全ての学校で平成 27 年度に完了いたしました。

平成 28 年度からは、小学校低学年が使用するトイレを優先して洋式化の整備を進めており、平成 28 年度は 4 校で 24 器、平成 29 年度は 8 校で 46 器のトイレを洋式便器に改修

いたしました。

今後につきましても、できるだけ早く、多くのトイレの洋式化が実現できるよう整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 10 月 16 日：学校管理課)

29. 南部図書室について

(結果：実施)

南部図書室を利用していますが、四人がけのテーブルを独占している人がおり、目に余ります。二人掛けのテーブルを増やした方がよいと思います。

南部図書室は、本市の南部地域における図書館サービスの拠点施設であり、その機能をさらに強化するため、平成 26 年 9 月 1 日に現在のサンシティショッピングセンター 6 階へ移設いたしました。その際、約 40 席だった閲覧席をくつろぎ空間を含め約 220 席に増設し、みなさまにご利用いただいているところでございます。

ご指摘いただきました四人がけのテーブルでございますが、混雑時には相席のお願いをしております。もし、混雑時にもかかわらずテーブルを独占されている状況をお見かけの場合は、職員にお声掛けいただければと存じます。また、四人がけテーブルは、限られた空間なるべく多くのみなさまにご利用いただけるようにと配慮し、設置したものですので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 4 月 25 日：図書館)

30. 図書延滞者への貸出停止について

(結果：調査・検討)

越谷市立図書館を利用していますが、図書の返却期限である 2 週間を経過しても返却しない利用者もいます。延滞中は追加の貸出を停止し、延滞が解消されれば翌営業日から新たな貸出をするようにしてほしいです。

越谷市立図書館では、年間約 182 万冊の図書、雑誌等を貸し出しており、これは、県下 3 位の貸出数となっております。

その返却については、市立図書館、移動図書館、北部・南部・中央図書室の 5 か所で受け付けており、借りた場所以外やブックポストでも返却できるようになってはいますが、休館(室)時にブックポストに投函された図書、雑誌等については、投函から返却手続までに時差が生じることもあり、返却期限を過ぎたからといって、すぐに貸出を停止することは難しい状況です。

なお、予約が入っている図書、雑誌等につきましては、返却期限日の翌日から返却の督促をし、場合によっては、利用者のご自宅まで伺って返却していただいています。

今回いただいたご提案はごもっともであり、図書館としても今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成 29 年 10 月 25 日：図書館)

31. ゆりのき荘利用者の市民プール利用について

(結果：実施困難)

ゆりのき荘が長期清掃で休館の際に他市のプールに行きましたが、高齢者は無料で利用でき、無料バスも運行しているとのこと。越谷市でも同様にできないでしょうか。

まず、市民プールについてですが、市民プールは、市民の皆様の健康増進と体力向上を目的とした施設であり、幼児から高齢者、さらには障がい者までの、幅広い年代の多くの皆様にご利用いただいております。

使用料につきまして、本市が所管する体育施設は29施設ありますが、いずれの施設も受益者負担の考え方から条例により使用料を定めており、無料としている施設はございません。また、高齢者に対する減免措置も定めていないことから、利用者の皆様にご負担いただいております。同様に、市民プールについても、越谷市民プール設置及び管理条例により使用料を定めておりますが、老人福祉センターとの複合施設であるため、高齢者福祉の増進の観点から、60歳以上の方が利用される場合は半額とさせていただきます。

市民プールの使用料を無料とすることにつきましては、受益者負担の考え方や、他の体育施設との整合性の観点から、難しい状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、無料バスの運行についてですが、本市としては、現在のところ、市民プール利用者や、全ての高齢者を対象とした無料バスの運行などの交通支援は行っておりません。ただ、老人福祉センターを利用された方には、施設から利用区間までの片道分のバス無料券を発行しておりますので、市民プールとの複合施設である老人福祉センターゆりのき荘をご利用いただいた際には、こちらをご活用いただければと存じます。

(平成29年12月20日：福祉推進課、スポーツ振興課)

7 その他

32. マイナンバーカードについて

(結果：調査・検討)

マイナンバーカードを受け取りましたが、更新前に通知されないと聞きました。10年後まで更新を覚えているか不安なので、通知してほしいです。また、更新に費用がかかることですが、緑の市民カードが使用できなくなるから申請したのに、不親切ではないでしょうか。検討してほしいです。

まず、マイナンバーカード更新時のお知らせにつきましては、国において本人の所得情報等の確認ができるマイナポータルというウェブサイトのお知らせ表示機能を利用した通知を検討していることから、越谷市からの郵送による通知は予定しておりません。

次に、マイナンバーカードの交付手数料につきましては、国の施策により初回交付は無料になっておりますが、再交付については、現在のところ、国から手数料について無料とすることが示されておられません。そのため、再交付時に手数料をご負担いただくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、緑の市民カード（印鑑登録証）については、有効期限はなく、窓口で印鑑登録証明書を取得される際には必ず提示が必要なカードとなりますので、大切に保管いただくようお

願いたします。

なお、市内だけでなく、全国のコンビニエンスストアで証明書が取得できるマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの開始に伴い、証明書自動交付機については、平成30年7月31日のリース満了日をもってサービスを停止いたします。

今後も利便性の高い市民サービスの提供に努めてまいりますので、重ねてご理解を賜りたいと存じます。(平成29年8月14日：市民課)

33. 職員の服装について

(結果：調査・検討)

市役所職員の服装について、市で制服を支給する予算はあるはずなので、夏はアロハシャツ、冬はブレザーにするなど、もう少し考えたほうがよいと思います。

ご提案をいただきました職員のアロハシャツ着用については、現在のところ本市で導入する予定はありませんが、一昨年度から、越谷特別市民「ガーヤちゃん」がプリントされた越谷市観光協会作製のポロシャツの購入を職員に呼びかけており、これを着用して執務をする職員も数多くおります。

こうした取組みを通じ、引き続き、市民の皆様から見て清潔で爽やか、さらには職員にとっても働きやすい服装について、季節を問わず心掛けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。(平成29年8月23日：人事課、安全衛生管理課)

平成30年度市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成29年度の要望回答集～

発行：平成30年5月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
